

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和7年1月14日（火）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○特定事件「障害者福祉について」

- ・重度障害者の就労支援について

【概要説明】

前田福祉部長

令和5年第4回定例会にて趣旨採択をいただいた、重度障害者の就労支援についてのその後の市の対応等につきまして、担当より説明させていただきます。

一色障害福祉  
課長

説明に当たって、制度がどういったものかという趣旨と所沢市でどのようなことをやってきたか、どのような調査をしてきたかという順番で説明いたします。

重度障害者等就労支援特別事業は、雇用する重度障害者等のために、職場介助者や通勤援助者を重度訪問介護等事業所へ委嘱した民間企業や自治体に対し、国が一部費用を助成するものです。当該事業を実施する場合には、当該重度障害者等の方が業務遂行中に必要な支援を、企業がサービス事業者へ委託するための費用として、障害者雇用助成金を活用することを前提としており、雇用施策と福祉の連携が前提となっています。制度を

利用できる対象者は国により限定されており、3つの区分になっております。1. 重度訪問介護、2. 同行援護、3. 行動援護のいずれかの支給決定を受けている方ということで、当市では200人と少しほどの人数になっています。まとめますと、制度については特徴が2つあり、1つは支給決定者のうち、働くことの出来る方、働きたいという方が対象となるため、障害者施策の中では、非常に限られた方が対象となっています。2つ目は、制度の仕組み上、企業との連携ということで、企業による合理的配慮で支え、それでは支えきれない部分について行政による福祉も併せて支えるという仕組みになっています。以上が制度の振り返りになります。

続きまして、当市の対応について説明します。この制度の対象者からの相談はこれまでありません。請願者については、担当のケースワーカーや相談支援員がおり、丁寧に生活や就労の状況を伺っております。個人情報等の関係もありますので、ここでは詳細は述べられませんが、丁寧に話を伺っています。対象者からの相談件数は0件と申しましたが、対象者が本当にいないという証明は原理上難しいです。対象者からの声を見過ごしてないか再確認すべく、市のケースワーカーへ情報共有を図り確認をしていることに加えて、福祉の関係機関である基幹相談支援センターの職員や主要な相談支援機関へ請願の趣旨を踏まえて情報共有しており、市としての問題意識を共有することで、見過ごさないように確認作業をしています。仮にそういった声があがった場合、基本的な姿勢として、就労を希望する障害者の方が就労できるように、一人一人の個別事情を聞いた上で、

その方にあった支援を行うべく、市役所、就労支援センター、相談支援その他福祉事業者と連携し、支援を行う形になります。具体的には、本制度を検討するような重度障害者の方においては、就労だけではなく生活と支援が一体として必要になるということが想定されます。普段どのような障害サービス利用しているか、既存のサービスをさらに活用することで問題が解消しないかということは当然ながら検討することになります。検討の結果、既存のサービス利用では不足し、本制度の活用が期待される場合において、新設も含めて検討を行うという考えで、現在ヒアリングをしているところです。

最後に近隣自治体の動向になります。近隣自治体に調査をすることにつきまして、厚生労働省で情報を逐次公開しています。制度を創設する自治体数は徐々に増えてきております。令和6年7月末時点で89の自治体が創設しており、少し増えております。埼玉県内では、さいたま市、桶川市の2市が実施しており、それは変更はございません。さいたま市へ逐次、状況確認しており、現在は9名の利用者がいるとのこと。さいたま市の場合特徴的で、89の自治体の中でも先進的に取り組んでいます。国の制度創設よりも先んじて、制度を実施していました。すべての利用者が、福祉の支援のみを利用しており、企業が用意する支援を利用している方がいないとの事でした。本来は企業の支援と福祉の支援の2つを両立し、両方とも必要となる方は両方とも利用することになりますが、さいたま市についてはそのような方はいないとのこと。仮説ではありますが、障害

者の方はニーズがあっても、雇っている企業側へ困っていると声をあげにくいのではと想像します。しかし、今年度は障害者差別解消法が改正され、雇用主の合理的配慮が義務化されましたので、社会的に支えていかなければいけないということですが、そういった部分が完全に浸透するには時間を要する可能性があるのではと感じたところです。桶川市は、制度新設後、依然として利用者0人が続いているとのこと。

今後、今申し上げたことを踏まえて、対象者が少なく限られているということですが、少ないからやらないというわけではなく、障害者の方、雇用する企業の状況を丁寧に把握していく必要があるということで、引き続き実態把握に取り組んでいきたいと考えております。

### 【質 疑】

中井委員

詳しく説明していただいたが、私の理解力が足りなくて、もう一度聞きたい。今回、請願された方もこの制度の対象者にはならないということか。つまり、重度訪問介護や同行支援だったり、その要件に満たされていなかったということか。

一色 障害福祉  
課長

なかなかお答えは難しいですけれども、ならないというふうに断言できる状況ではないということです。対象になられる可能性のある方ということで丁寧にやっております。

中井委員

この制度を所沢市がやるというふうに決めていけば、対象者がスムーズに利用できるようになるのかなと思う。桶川市も0人であってもやるぞという形で意思表示しているわけであり、所沢市は請願者がもしかしたらというところなのに、まだ受け入れないというのは、今の説明だと私の中では理解できなかった。何が障害になって、この施策をやらないのか伺う。

一色 障害福祉  
課長

先ほどの繰り返しになってしまいますが、もちろん新設も含めて検討していくということでございます。ただ、個人の方の細かいことは申し上げられないんですけども、生活と就労は本当に一体です。お困りになっている方がいらっしゃって、たまたま仕事をしているところに、そういう制度があると仕事がしやすくなる。それは理解できたとしても、その方の生きづらさとか困難につながっているということがございます。例えば、一般論で仕事をしていなくても、在宅の方であればヘルパーをお願いしているという形ですけれども、ヘルパーがどのぐらい充足しているのかとか、ヘルパーのメニューごと単価が違ったりすることもあります。実際にそのサービスによっても、法定サービスだったり、地域のサービスだったりということで、負担割合が変わっていたりとか、様々な状況があります。制度の問題と、もう一つは人と人の相性の問題とか、いろんな複雑な問題がありますので、そういったことも含めて、一人一人の生活の状況の問題が一つでも楽になるようにということで支援をしている中で、就労の部分についても当然ながら、検討していくという形になるのかと思います。

中井委員

これを始めてしまうと介護する方が足りなくて進められないとか、どう  
いうことが障壁になっているのかということが疑問だった。制度を使う人  
の状況ということではなくて、所沢市として制度を開始することができな  
い理由が何かあるのか。

一色 障害福祉  
課長

この制度を始めると、所沢市にとってどういう懸念材料があるかという  
ことですが、そういった部分はもう当然進めてしまって何がデメリットや  
リスクになるかというのも含めて検討していますけれども、これだという  
ものが確実にあるというようなことではないです。第一には、その制度を  
始めるにはそれなりに人であったり、時間であったりというのがかかる  
というのがまず一つ大前提としてあります。

それからもう一つは今、既存の制度で既に問題になっているような、例  
えばヘルパーの人的な不足の問題とか、そういったものにどういう影響が  
あるかなども当然検討していかなければいけないということは考えてお  
ります。

あとは、企業にどうやってそれをお伝えしていくのかとか、いろんなこ  
とでそういったメリット、デメリットについても今後検討していかなけれ  
ばいけないというふうに考えております。

赤川委員

請願が出されて1年以上経っていて、この請願者はすごい勇気を出して

請願したと思う。やはり企業側に対して雇ってもらっているとかそういう状況もある。そして、先ほど少しあったように、障害者差別解消法の改正で企業側にとっては合理的配慮を義務化されたということで、状況も少し変わっていると思っている。今回、こういう窓口を作ることによって、障害者の手が挙げやすいとか、今は手を挙げにくい状況の中で、それを制度として検討していく途中と思っているが、請願の処理経過と結果を請願者も読むことができるわけだから、この中で他の障害者サービスが適用できるかどうか、今回この請願者は他のサービスを利用することによって、就労がしやすくなるという可能性はあるのか。

一色 障害福祉  
課長

請願者の細かいことはなかなか申し上げられないですが、在宅でどういうふうにご過ごされているのかとか、仕事するときにはどういうことをされているか、それから今、不便に感じることもあるのかということの一つ一つ丁寧に話を伺っています。ただ、仮にその制度が所沢市にあったとして、その不都合が解決するようなことがあれば、本当にそれは新設に向けて動くきっかけになるのですが、現状はそういった段階ではないというふうにご整理しています。

赤川委員

そうすると、どういう要望があれば、市として具体的に動きやすい状況になるのか。先ほどの対象の中に入っている方がまさに手を挙げたらということか。

一色 障害福祉  
課長

まさにこれから何をお聞きすればいいかというのは、その生活の状況であったり仕事の状況、今どうやって仕事をされたり、生活をされているのか。具体的に言うと、ヘルパーにどういうお願いをしているのかというようなことを確認していくことが想定されます。それと実際に重度障害者の方でこういった相談を市にされる方というのは非常に少ないのが現状です。なので、国では事例集を作っておりますので、そういったものを見ながら、例えばですけど国の事例集に載っているのは、在宅のワーカーの方がヘルパーに入ってきてもらうことによって、パソコンのセッティングをしてもらうとか、昼休みに訪問にしてもらって、トイレに行っているとか、そういう事例が挙がったりしているので、実際に相談された方がどうやって働いているのか、出勤されている方々はどうやって出勤しているのか、そういったことを伺っていくということになるのかと思います。

赤川委員

個人情報で答えにくいところもあると思うが、要は委員会として趣旨採択した。採択ではないという意味において、違いがあるのかどうかは別として、やはり今回請願が挙がって、趣旨採択した結果、重度障害者に対する支援という意味において、市としての認識は深まったとか、一歩前進したというところを聞きたい。この請願を我々が趣旨採択した結果、何か変わったところはあるのか。



一色障害福祉  
課長

先ほどの繰り返しになってしまうのですが、今までは重度障害者の方が働きたいということで、我々に状況を話していただく機会は非常に少なかったです。しかし、こういった請願ということもありまして、請願者の方も含めて、そういった方から話を聞く機会というのは、着実に増えるのかなというふうに考えています。

斎藤委員

そういう意見がないというような答弁があったが、私もいろんな福祉サービスを利用する際に「こういうのはあるのか」と聞くと「そういうものはありません」と言われて、会話が終了してしまうことがある。相談される方が少ないというのも、もしかしたらこういう制度があることを知らないというのが一点、もしくは「そういうものはありません」と言って、そこから上に話が挙がってないのではという危惧がある。もっと積極的な「こういうものがあったら利用したいですか」というような話というのは、ヘルパーなり、就労支援の方を通して、市から働きかけるというのは、したことがあるのか。もしくは今後する予定はあるのか。

一色障害福祉  
課長

今、御指摘いただいた内容は、冒頭の説明の当初の対応というところでも少し申し上げたのですが、請願をいただいた後に、改めてこういった状況にあって市がどういうふうに考えているかということは関係機関に話をする場を設けております。それを複数設けておりまして、ただ本当に関係者の人数が非常に多いので、まずは主要な相談がくる就労支援センター

や基幹相談支援センターといった基幹的な相談支援に携わる方から、順次そういった問題意識を共有しております。全てのヘルパーがということはもう少し時間がかかってしまうと思いますが、そういったものは今着手しているところです。

**【質疑終結】**

休 憩（午後1時53分）

（説明員交代）

再 開（午後1時54分）

**【議 事】**

○特定事件「高齢者福祉について」

- ・高齢者への聞こえ支援について

**【概要説明】**

前田福祉部長

令和5年第4回定例会にて趣旨採択をいただいた高齢者への聞こえ支援について、その後の市の対応等につきまして、担当より説明させていただきます。

溝井高齢者支援課長

今、福祉部長より御説明した通り、高齢者への聞こえ支援についてという事で、請願をいただきまして、1つ目は高齢者への聞こえ支援の取組の推進、2つ目は所沢市として補聴器購入費助成制度の導入についてという事でございました。

まず、最初に聞こえの支援につきましては、これまで身体障害者手帳を受けた方については、補聴器の助成などを行ってきたところですが、加齢性難聴などのうち、身体障害者手帳の対象にならない、軽・中等度の難聴者については、国においても今年度、難聴高齢者の早期発見や早期介入等の新たな取組を開始する際の参考となる手引を作成するなどしており、本市においてもそれらを参考にして、既存のメニューを生かして取り入れられるかなど、他の事業との優先度や財政状況を鑑み、検証、研究していきたいと考えております。

2つ目に補聴器購入費助成についてでございますが、こちらの進捗につきましては、現在聞こえに係るアンケートを実施し、現状の把握に努めております。また、他市の状況の把握や、国や県への要望等を行っているところでございます。

はじめに、聞こえに係るアンケートに関して御説明します。アンケートの概要ですが、市内在住で、要支援、要介護の方を除く70歳以上の高齢者のうち、今年度、偶数年齢に達する方を対象に介護予防や認知症などに関するアンケートを実施し、それに関する正しい知識の普及・啓発と介護予防事業の周知を図ることを主な目的とするアンケートとなっております。アンケートの内容につきましては、運動機能、口腔機能、社会参加、生活状況等に関する項目のほか、東京都が作成しました、自分でできる認知症の気づきチェックリストなども入っておりまして、認知症の気づきや意識付けを行っているものです。今回の請願を受けまして、こちらのアンケートの内容に聞こえに関するものを追加して、現状の把握に努めているところでございます。概要につきましては、もう少し触れますと、実施期間は令和6年7月1日から9月3日まで、発送件数でございますが、3万754人、回答者数が1万7,045人で行いました。回収率は55.4%です。

続きまして、他市の状況の把握についてですが、こちらは請願のときから変更点について含めてお答えしますと、現在、埼玉県内63市町村のうち、補聴器購入の補助について実施しているのは16市町村になります。

令和6年6月以降に、1市1町の2つ増えた状況になっています。支給額につきましては、2万円、3万円、4万円、こちらの金額で実施しているところが多くありました。

最後に国や県への要望ですが、令和6年6月に全国市長会の提言において、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設について、国に対して要請がなされているところでございます。

以上を鑑み、現状ではこれらの内容を精査し、今後の聞こえの支援について検討、研究を重ねているところでございます。

#### 【質 疑】

中井委員

昨年の7月からアンケートをとっているということだが、以前に聞いた際に、昨年のうちに締めて、年明けから集計、分析するということがあったが、今はどの状況なのか。

溝井高齢者支援課長

聞こえに関するアンケートの内容でございますが、「補聴器を使用していますか」という質問と、それについて「はい」と答えた方については、「補聴器の使用に当たり負担と感ずることがありますか」という複数回答の設問と、「使用していない」と答えた方につきましては、「補聴器を使用していない理由はありますか」という複数回答の設問を3つ用意しました。うち、「補聴器を使用していますか」という質問に対して、「はい」と答えた割合は6.8%、「いいえ」と答えた割合は92.4%、無回答が

0.8%でございました。

中井委員

可能であれば、他のことも教えてほしい。どうして利用していないのかとか、「はい」と回答した方も、補聴器を使っているときにどう思っているかということ併せて教えてほしい。

溝井高齢者支援課長

現状では、精査の途中の数字でございますので、多少変わるかもしれませんが、御容赦いただきながら申します。まず、使用している方、「はい」と答えた方の理由の内訳でございますが、「特にない」が36.8%、「煩わしい」が44.5%、「費用が高い」が44.6%、「見た目が気になる」が8%、無回答が2.5%です。先ほどもお話した通り、こちらは複数回答となっておりますので、合計しても100%にはなりません。続きまして、使用していない方の理由の内訳につきましては、「聞こえづらさはない」が52.7%、「聞こえづらさはあるが生活に困らない」が27%、「経済的余裕がない」が2.9%、「見た目が気になる」が1.8%、「使用しても効果がなかった」が1%、「煩わしい」が4.5%、無回答が19.7%でございました。先ほども冒頭で申し上げた通り、こちらのアンケートは70歳以上の要支援、要介護の方を除く高齢者のうち、今年度、偶数年齢に達する方が対象になっておりますので、そこだけ確認をお願いいたします。

中井委員

先ほど、国への要望をしていると説明があったが、今、補聴器購入について、保険適用になるとかそのような動きはないのか。

溝井高齢者支  
援課長

そういった動きについては聞いてないです。

山口委員

先ほど、埼玉県内では16自治体を実施しているという説明があったが、所沢市と同規模の自治体ではどこが実施しているのか伺う。

溝井高齢者支  
援課長

川越市、越谷市、川口市が実施しています。

赤川委員

先ほどの新たに1市1町の実施が加わったのは川越市だと思うが、やっぱり川越市もそういう要望がある中で、実施に踏み切ったということだと思うが、この請願は2回趣旨採択しているわけである。その中で、同規模自治体、所沢市も中核市を目指しているわけだから、そのときの質疑でも聞かれたと思うが、全員がそういう形で申請してくるわけではないが、どのくらいの予算を想定しているのか。例えば、実施してからだいたい経つ越谷市を見れば分かると思うが、どのくらいの予算、支出が考えられるのか。そういうことを考えながらやっていると思う。その辺についてはどうしているのか。これについて、私は質疑で2回聞いている。それも調べておく

という話だった。それで趣旨採択を2回している。どのくらいの申請で、どのくらいの支出なのか。

溝井高齢者支 越谷市の予算規模につきましては、令和5年の段階で100万円です。  
援課長

赤川委員 100万円までと申請件数を決めているということか。

溝井高齢者支 そこまでの詳細は分かりません。  
援課長

赤川委員 そういうところはやっぱり調べておかないといけない。例えば、川越市は実施したのが最近だと思うが調べたのか。

溝井高齢者支 そこまでは調べていないです。  
援課長

赤川委員 我々が今、質疑しているのは委員会として責任があるからである。そして、もう我々もこういう形で聞く機会がないので、この場を作っているわけである。趣旨採択の理由としては、そういうところを十分、他市の事例も含めてということで、ここに臨んでもらっていると思う。そうすると、



我々もないわけである。ここで、請願者に対してどういうふうに答えるのか。やらない理由というのが、予算のことではないかと思う。川越市も、そういう状況だったけど、踏み切ったわけである。この請願が出た後に踏み切った。この請願者も我々に、川越市が始めたといった情報を提供している。所沢市はやらない理由を委員会として聞かれたら、どう答えていいのか。例えば、いろいろ予算のこともあるということで、研究、検討に入るのかということを知りたい。これは多分、部長じゃないと答えられないと思う。

前田福祉部長

まず、対象者が非常に多いということがあります。あとは、財政上のことを考えたときに、優先すべきところがどこかというのは、やはり非常にしっかりと考えていかなくてはいけないというのがございます。もし、この制度をやるとなっても、本当にそれこそ非課税世帯で金額がこの2万円、3万円というものが、果たしてこの補聴器を使い続けて、本当に聞こえがひどくならないようにするような補聴器を買うときの後押しになる金額なのかということも悩ましいということと、先ほど中井委員もおっしゃっていましたが、本来は国の保険適用でやっていくべきものではないかという考えもございますので、そうした動向も注視しつつ、近隣でも金額も様々ですし、対象も様々です。今、手元にあまり詳細な資料がなくて申し訳なかったですけども、そういったことも引き続きリサーチをしながら考えて、これをやるべきだというふうに結論づけられるかどうかとい

うことも併せて考えていかなければいけないところでございます。

赤川委員

先ほどの中井委員と今、福祉部長も保険適用について言ったが、特に動きはないということだったと思うが、おそらく後期高齢者医療広域連合に対する要望というのが他の自治体はあがっていると思う。請願の処理経過及び結果を見ると、「市町村後期高齢者医療主管課長会議等の機会をとらえ、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ伝えてまいりたい」と書いている。その辺の動きが具体的にどういう感じなのか伺う。

溝井高齢者支援課長

そちらについては、健康推進部の処理経過及び結果なので、福祉部では回答してない部分になります。

赤川委員

請願審査のときは健康推進部は出席していたから答えていたけど、今日は来ていないから、保険適用のことは聞けないのか。何で来なかったのか不思議であるが、福祉部長はどう考えるのか。

前田福祉部長

あのときは事前の検診をやるべきじゃないかという請願の中で、健康推進部が出席しました。福祉部の方は補聴器関連というところで、今回はお答えさせていただいているんですけど、全国市長会には毎回いろんなところから話が出ているものですし、各種団体の皆様からも御承知のようにいろんな角度から要望がなされているという認識はしておりますけれども、

制度を所沢市でやらないというところに関しても、やはりこれは国でやるべきではないかという、保険適用のみならず、こういったことに関しては国で考えるべき事項ではないだろうかということで踏みとどまっている自治体が結構あるという認識です。

赤川委員

越谷市、川口市、川越市に同僚議員がいるから聞く機会もあったが、やっぱり市民からの要望が多いからということで、川越市も多分そうしたんじゃないかと思うが、予算規模を一定の金額に頭打ちして、影響がないくらいにする。保険適用がされていくという見込みがあるならいいのだろうけど、特に私の認識の中ではまだ、難聴に対しても、国の動きもちょっとないのかなという感じはしている。それも含めて今、福祉部長が所沢市はやらないというような、はっきり断言みたいな言葉に聞こえたが、いろいろまた今後どうなのだろうか。そういう、国が動かない場合は市としても、そういうことも考えなくてはいけない。そういう状況なのか。

前田福祉部長

今は埼玉県内を見ましても、やっているところの数が少ないので、いろんなところの動向注視をしているという段階です。

赤川委員

最後に、私はぜひ川越市、越谷市がどういう経過でこうなったのか調べてほしい。所沢市は中核市を目指しており、いろんな意味でやはり所沢市は日本一を目指しているわけであるから、これは意見のような質疑である

が検討してほしいと思うが、いかがか。

前田福祉部長

御意見としては承りました。やはり、医学的なエビデンスがいろんな人が聞こえていた方がいいという意見とかは出ているんですけど、国としての結論が出てないということと、あとは財政的な課題がやはり大きいというところ、あとは、やはり国としてしっかり対応していただくべきことなのではないかということを考えておりますが、大前提として、今本当に認知症でも地域で活躍できるような社会を作っていこうということで進んでいかなくてはいけませんので、そういった意味では、どんな人であってもその人らしく地域で生きていくというところを多くの皆さんに御理解をいただきながら進めていくということも併せてやっていく必要があるというふうには思っております。リサーチについては引き続き行ってみたいと思います。

中井委員

また話が戻ってしまい申し訳ないが、昨年の5月の段階なので川越市はないが、越谷市は上限3万円、川口市は上限2万円、住民税非課税世帯という条件もあるが、確かに10万円以上するような補聴器に2万円、3万円ぐらいの助成ではなかなかという意見もあると思うが、それでもこれだけの市町村が、2万円、3万円を助成している。多分市民はそれでも喜ばれていると思う。所沢市としては難しいかと思うが、もし実施するとしたら、どれぐらいの助成ができるのか。

前田福祉部長

予算については申し上げられないです。あとは、やはりいろいろ見ていく中で、本当に福祉の中の福祉で、補聴器に関しては障害者手帳を持たれている方にはきちんと手当がございますので、本当に困っている方にやっ  
ていく福祉にだんだんと絞っていくようなことになっていくとは思っております。そのような中でも、これはやるべきかどうかということを決断した際には、予算の範囲内になるところでございます。

**【質疑終結】**

散 会（午後2時17分）